

## 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構会計規程（抜粋）

### 第8章 契約

（契約の方法）

**第55条** 契約職等は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して申し込みをさせることにより、競争（以下「一般競争」という。）に付さなければならない。

2 一般競争に加わろうとする者に必要な資格、公告の方法その他競争について必要な事項は、別に定めるところによる。

3 契約職等は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、指名競争に付することができる。

一 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争入札に付する必要がないとき。

二 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

三 契約に係る予定価格が少額であるとき。

四 契約上の義務違反があるときは機構の業務運営上著しく支障をきたすおそれがあるとき。

五 機構の業務運営上特に必要があるとき。

4 契約職等は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、随意契約によることができる。

一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

二 緊急を要する場合で、競争に付する暇がないとき。

三 競争に付することが不利と認められるとき。

四 契約に係る予定価格が少額であるとき。

五 機構の業務運営上特に必要があるとき。

5 前項の規定により随意契約を締結しようとするときは、なるべく2人以上から見積書をとらなければならない。

（予定価格）

**第56条** 契約職等は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約に係る予定価格を設定しなければならない。ただし、随意契約の方法による場合において、契約の内容が軽易なもの又は契約の性質上予定価格の作成を要しないと認められるものについては、予定価格の作成を省略することができる。

（入札保証金）

**第57条** 契約職等は、競争に加わろうとする者から、その者の見積金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを免除することができる。

2 前項の保証金は、銀行が振り出し、もしくは支払保証をした小切手、又は確実と認められる有価証券（以下「担保」という。）の納付をもつ

て、これに代えることができる。

(入札保証金の帰属)

**第58条** 契約職等は、前条の規定により納付された保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）のうち落札者（次条の規定により契約の相手方とする者をいう。）の納付に係るものについて、その者が契約を結ばないときは、機構に帰属するよう、あらかじめ約定しておかなければならない。

(契約の相手方)

**第59条** 競争による契約は、その契約の目的に従い、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、機構の支出の原因となる契約のうち別に定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、別に定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とすることができる。

2 その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が機構にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの）をもって申し込みをした者を、契約の相手方とすることができる。

(契約書)

**第60条** 契約職等は、契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については、契約書の作成を省略し又はこれに代わる書類をもって処理することができる。

(契約保証金)

**第61条** 契約職等は、契約を締結する場合においては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約保証金を納めさせることが困難な場合は、金銭保証人を立てさせることにより、契約保証金の保証に代えることができる。

2 第57条第2項の規定は、前項の契約保証金の納付について準用する。

(契約保証金の帰属)

**第62条** 契約職等は、前条の規定により納付された契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。以下、この条において同じ。）について、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、機構に帰属するよう、あらかじめ約定しておかなければならない。ただし、損害の賠償又は違約金について、契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

(監督)

**第63条** 契約職等は、契約を締結した場合は、契約の適正な履行を確保するため、必要な監督をしなければならない。ただし、契約の性質上又は契約の内容が監督を要しないと認められるものについては、この限りでない。

(検査)

**第64条** 検査職は、前条に規定する請負契約又は物件の買入その他の契約については、その受ける給付の完了確認（給付の完了前に代価の一部を支払う場合に行う工事の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため、必要な検査をしなければならない。